

(仮称) 大潟村風力発電所新設事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 6 月

サミットエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 開催日時.....	3
(2) 開催場所.....	3
(3) 来場者数.....	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法	[別紙5 参照]
.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解.....	5
1. 事業計画等.....	5
2. 動物・植物・生態系.....	7

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月29日（金）

(2) 公告の方法

① 平成25年3月29日（金）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

・秋田魁新報（朝刊）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・各自治体の広報誌へ掲載した。

[別紙2-1～2-2参照]

広報おがた 4月号（No.121）P37

広報みたね 4月号（No.85）P16

広報おおがた 4月号（No.493）P27

・自治体ホームページ及び当社ホームページへ掲載した。

[別紙3-1～3-3参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 11箇所、当社事務所 1箇所の計 12箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

①自治体庁舎

・秋田県庁 生活環境部 環境管理課	(秋田市山王 4丁目 1-1)
・大潟村役場 環境エネルギー室	(南秋田郡大潟村字中央 1-1)
・男鹿市役所 本庁 総務企画課	(男鹿市船川港船川字泉台 66-1)
・男鹿市役所 若美総合支所	(男鹿市角間崎字家ノ下 452)
・潟上市役所 飯田川庁舎 生活環境課	(潟上市飯田川下虻川字八ツ口 70)
・潟上市役所 天王庁舎	(潟上市天王字上江川 47-100)
・潟上市役所 昭和庁舎	(潟上市昭和大久保字堤の上 1-3)
・八郎潟町役場 町民課	(南秋田郡八郎潟町字大道 80番地)
・五城目町役場 住民生活課	(南秋田郡五城目町西磯ノ目 1丁目 1-1)
・井川町役場 町民課	(南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78-1)
・三種町役場 企画政策課	(山本郡三種町鶴川字岩谷子 8)

②当社事務所

男鹿風力発電事務所	(男鹿市払戸字大樋 16番地)
-----------	-----------------

③インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。 [別紙4参照]

(4) 縦覧期間

平成 25 年 3 月 29 日（金）から平成 25 年 4 月 30 日（火）までとした。

自治体庁舎及び当社事業所は午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日、祝日を除く）とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総数	2名
(内訳)	
①自治体庁舎	
・秋田県庁	0名
・大潟村役場	1名
・男鹿市役所	0名
・男鹿市役所	0名
・潟上市役所	0名
・潟上市役所	0名
・潟上市役所	0名
・八郎潟町役場	1名
・五城目町役場	0名
・井川町役場	0名
・三種町役場	0名
②当社事業所	
・男鹿風力発電事務所	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号) 第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(1) 開催日時

- ①平成25年4月15日(月)19時00分から20時30分まで
- ②平成25年4月17日(水)19時00分から20時30分まで
- ③平成25年4月18日(木)19時00分から20時20分まで
- ④平成25年4月19日(金)19時00分から20時30分まで

(2) 開催場所

- ①農村環境改善センター(秋田県八郎潟町)
- ②飯田川町公民館(秋田県潟上市)
- ③若美南部コミュニティーホーム(秋田県男鹿市)
- ④村民センター(秋田県大潟村)

(3) 来場者数

- ①3名②4名③1名④7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成25年3月29日（金）から平成25年5月14日（火）までの間
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

[別紙5 参照]

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は32件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は32件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画等

No.	意見の概要	当社の見解
1	実施予定の風力発電機の台風や地震に対する強度、発電機能としての耐久年数について教えてほしい。	建設予定サイトに応じて事前に解析・計算等を行い問題ないことを確認致します。設計寿命は20年です。
2	対象事業の実施区域における地形及び地質の項目と地盤、特に正面堤防の安定性に関する環境影響評価事項を追加するとともに環境影響評価に関する調査、予測(シミュレーション)、建設及び共用時の安定性に及ぼす環境影響評価を継続的なチェックを実施すること。	環境影響評価項目の選定は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに該当項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(最終改正:平成25年3月21日経済産業省令第58号)別表第五の「参考項目」を勘案しつつ選定を行っており、「地盤」は環境要素として設定されておりませんが、風車を建設するに当たり、事前に地盤調査を実施し、その結果を踏まえ、詳細設計の段階で、地盤の安定性への影響を回避、低減できるよう配慮いたします。また、環境影響評価項目の選定は、前述の別表第五の「参考項目」を勘案しつつ選定を行っており、「地形及び地質」において「重要な地形及び地質」が環境要素として設定されておりますが、対象事業実施区域には「重要な地形及び地質」はございません。そのため、評価項目として選定しておりません。
3	2.1-4(5) 〈検討の経緯〉②で風力発電機建設は・・・東部承水路に沿った・・・はあるが、これは後述の図2.2-1(1)、(2)によれば正面堤防沿いの誤りである。	方法書において東部承水路沿いと記載しておりますが、ご指摘のとおり南部排水機場から八郎潟調整池にかけて(正面堤防沿い)のことでの準備書にてわかりやすく記載いたします。
4	事業計画策定時の環境配慮事項及び振	各種構造物は適切な基礎で支持する等の環

	<p>動・地盤沈下について 振動、地形及び地質の項目には、建設時や供用時における風力発電機の振動あるいは揺れが地盤の安定性に及ぼす環境配慮事項が記載されていない。 八郎潟干拓地のような軟弱地盤における風力発電機の建設及び供用時の振動が地盤の安定性や地盤沈下に及ぼす環境影響評価や風力発電機が連続的に40基建設された場合の地盤沈下量に及ぼす評価基準等は想定されていないと思われる。</p>	<p>境配慮事項を準備書にて記載いたします。 風車を建設するに当たり、事前に地盤調査を実施し、その結果を踏まえ、詳細設計の段階で、地盤の安定性への影響を回避、低減できるよう配慮いたします。また、供用時における振動については、当社が運用するサミットウインドパワー酒田（山形県酒田市）において風力発電機の基礎部上で測定した結果によれば、44～49dB程度と人が感知できる振動レベルの限界値（55dB程度）を下回る「無感レベル」となっており、周囲に影響が及ぶ可能性は極めて低いものと考えております。</p>
5	<p>2.2-5(13) 図2.2-2 2.2-9(17) 図2.2-3(1)及び図2.2-3(2) 2.2-16(24) 表2.2-6</p> <p>風力発電機設置の設置間隔（正面堤防沿いに建設する風力発電機については堤防からどの程度離れているのか）及び風力発電機本体の重量を明示すること。</p>	<p>風力発電機設置の間隔はおよそ600m、正面堤防からは数十～百メートル程度はなれている地点となっておりますが、詳細な距離等については、測量等を実施の上、準備書において記載致します。また風力発電機本体重量は標準325トンですが、設計等により変動する可能性がございます。</p>
6	<p>3.1-34(66)</p> <p>地質の状況について 対象事業実施区域及びその周辺の地質断面図は対象事業の選定区域とはあまり関係ない西部承水路-総合中心地東部承水路・新生大橋という東西方向の一断面しか掲載されていない。風力発電機の建設予定地である中央幹線排水路沿いの南・北方向及び正面堤防沿い斜め東西方向の既存ボーリング調査資料を精査し、不足分は新たにボーリング調査を行い、少なくとも0～100m深度の詳細な地質断面図を方法書に提示すること。 また、中央幹線排水路沿いでは一定間隔毎に数カ所、正面堤防沿いでは風力発電機の建設地点14カ所全てにおいてそれぞれ地質断面図に対応した標準貫入抵抗試験による地盤支持力調査(N値)を行うことを方法書に明示すること。</p>	<p>既存資料により収集できたものを方法書に記載しておりますが、他の断面についても入手できるものがあれば、準備書において記載いたします。</p> <p>本点については風車の設計段階並びに工事計画等の届出段階にて、建築基準法並び行政許可の範囲内で施工することを前提として検討してまいります。また建設段階では風車設置ポイント全数のボーリング調査を実施、地質・地盤の確認を行います。</p>
7	<p>4.1-3(175)</p> <p>主な地域特性について 秋田県では振動の常時監視を実施していないとあるが、1968年12月（昭和43年）に</p>	<p>この地域ではJIS C 1510に定める振動レベル計による振動の常時監視は実施しておりません。</p>

	八郎潟正面堤防の堤防湾曲部FD7+415地点に地中用5台、地上用3台の地震計が埋設されており、これまでに1970年(昭和45年)秋田県南東部沖地震M6.5及び1983年(昭和58年)日本海中部地震M7.7の地震では正面堤防地盤の動的土質特性や地震計観測記録の詳細な解析がなされている。	
8	4.2-17(195) 振動の調査、予測について 軟弱地盤の八郎潟干拓地では大型車両の通行で路肩や橋梁地盤の沈下が懸念されるため、西部承水路に架かる県道42号線の大潟橋、東部承水路に架かる県道298号線の大潟橋、幹線排水路沿い道路及び干拓地正面堤防管理道路等の要衝地点数カ所において振動調査を行うべきである。	環境保全対象施設がある地点を対象として振動調査地点を設定しており、環境影響評価方法書に記載のある沿道2地点を調査地点としております。また、風車の運搬に当たっては、道路構造物を破損したりすることのないよう細心の注意を払って実施いたします。
9	4.2-20(198) 水質の調査、予測について 水の濁りとの関連で土質の状況の項目があるが、干拓地地盤の安定性に係わる土質調査に関する記述はない。	風車を建設するにあたり、事前に地盤調査を実施し、その結果を踏まえ、詳細設計の段階で、地盤の安定性への影響を回避、低減できるよう配慮いたします。

2. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
10	対象事業実施区域の選定について 大潟村及び周辺の八郎潟干拓地は重要な鳥類生息地であり、このような場所に風車群が建設されると、鳥の繁殖や移動の妨げになり、天然記念物や絶滅危惧種がバードストライクに遭う可能性が非常に高くなると考える。また、バードストライクだけでなく、ガン類やチュウヒが風車群を忌避することによって、生息地や採食地の放棄が起き、それらの生存率が低下する懸念も十分に考えられる。このことから、本事業は、ガン類やチュウヒなど希少鳥類の生息に大きな影響を及ぼす可能性が非常に高く、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、対象事業実施区域の見直しを行るべきである。	ガン類やチュウヒに代表される鳥類については、十分な調査を行った上で、影響を回避、低減するための保全措置の実施を検討し、影響を予測、評価してまいります。
11	計画区域周辺における希少猛禽類及びガン類等越冬鳥類の調査範囲について	方法書においては、対象事業実施区域及びその周辺1.5km程度を調査範囲として設定し

	<p>チュウヒサミット 2010 での報告によると、北海道の勇払原野での調査結果を基に GIS 解析によって計算されたチュウヒの行動範囲は広く、最外殻法で 6000ha であった。このことから、チュウヒなど希少猛禽類の生息状況に関しては、少なくとも営巣場所、採餌場所を広く含む範囲で行動生態を把握できるよう、調査範囲を見直し、行動圏の内部構造について十分な調査を実施すべきである。</p> <p>また、ガン類など越冬する鳥類においても、ねぐらと採餌の位置が離れており、かつ、それらは日によっても異なり、広い範囲を移動、利用する傾向が強い。このことからも、大潟村全域を含む範囲で、その行動様式や利用形態を把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。</p>	<p>ておりますが、チュウヒの出現状況に応じて、その営巣場所や採餌場所が含まれるよう、適宜変更し、行動圏の内部構造の把握に努めてまいります。また、ガン類のねぐらや採餌場所が含まれるよう、適宜変更してまいります。</p>
12	<p>2.1-7(8) 表 2.1-2(2)</p> <p>事業計画策定時の環境配慮事項について 計画区域及びその周辺で希少猛禽類などの重要な鳥類の繁殖が確認された場合、繁殖を妨げないよう、繁殖期間中は工事を中止するなどの配慮を実施する旨を記載すること。</p>	現地調査の結果を踏まえ、準備書においてはご指摘のような工事期間の配慮事項も含めた保全措置を検討してまいります。
13	<p>4.2-24(202) 表 4.2-7(1)</p> <p>調査地域について (b-イ 渡り鳥)</p> <p>渡り鳥に関しては、計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を設定すべきである。</p>	渡り鳥に関しては、当該地域における主たる飛行経路の位置、高度を把握することが影響を評価する上で重要であると認識しております。そのため、渡り鳥に関する調査範囲は、その確認状況を踏まえて適宜拡大いたします。
14	<p>4.2-25(203) 表 4-2-7(2)</p> <p>調査地点について</p> <p>定点観測及び空間飛翔調査の地点については、調査にあたり、適切な視界を有しているかどうかを、視野図をもって示すこと。</p>	空間飛翔調査につきましては、設置予定の風力発電機の大きさを想定した調査範囲となりますことから視野図は作成しません。一方で、定点観察については、調査範囲がどの程度であったかを明確にする必要性を勘案し、各定点からの視野図を作成し、準備書に記載いたします。
15	<p>4.2-25(203) 表 4-2-7(2)</p> <p>調査期間について</p> <p>鳥類の調査期間については、「春季、夏季、秋季及び冬季の四季の実施とする」と記されているが、春の渡り時期、繁殖期、秋の</p>	春秋の渡り時期については渡り鳥調査、越冬期については越冬鳥類に関する調査において把握に努めます。「四季の実施」とありますのは、これらとは別途に実施する鳥類相に関する調査期間を指しており、この中には鳥

	<p>渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、少なくとも年5期分は調査を行うこと。なお、チュウヒが調査対象となる場合は、つがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期など、チュウヒの繁殖生態に合わせて調査時期を設定すること。</p>	<p>類の繁殖期である春季も含めております。また、チュウヒに関する調査期間は、つがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期まで、各月1回の頻度で調査を行うこととしております。</p>
16	<p>4.2-25(203) 表4-2-7(2) 調査期間について</p> <p>計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには単年度調査では不十分であり、各年ごとに生息や気象の条件に変動がある事も踏まえ、少なくとも2年以上継続して調査を実施すること。なお、チュウヒについては、繁殖状況に年変動がある事を踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。</p>	<p>現地調査は1年間を基本といたします。その上で、調査結果に対する専門家等からの意見聴取を行いながら、ご指摘のような年の変動性を検討し、影響を予測、評価する際に考慮するようにいたします。</p>
17	<p>4.2-25(203) 表4-2-7(2) 調査期間について</p> <p>鳥類の渡り時期の移動経路の調査については、渡り時期の幅が広いことから、特に秋季調査については8月から実施するなど、十分な配慮が必要である。</p>	<p>8月にも渡り鳥調査を行い、より多くの情報の入手に努めます。</p>
18	<p>4.2-25(203) 表4-2-7(2) 調査期間（調査回数）について</p> <p>チュウヒも含め猛禽類における調査は1回を3日間とし、必ず月に2回以上行うこと。特に、猛禽類やガン類の風車へのバードストライクは、天候不良時に起きやすいことが知られていることから、好天時のみならず、風雪や強風、霧の日など、悪天候時の行動様式についても、別途、調査を実施すること。</p> <p>また、渡り鳥及び越冬鳥類における調査については、渡りや越冬時期に出現する鳥種が、短期間中でも変化することから、各調査は、少なくとも2週間に1回（1回につき3日間）程度実施すること。</p>	<p>猛禽類調査は月1回各3日間を基本としていますが、他の渡り鳥調査時や鳥類相調査時にも把握に努めます。調査期間中には悪天時の行動についても留意して観察いたします。</p> <p>また、渡り鳥及び越冬鳥類の調査も月1回各3日間を基本としていますが、他の猛禽類調査時や鳥類相調査時にも把握に努めます。</p>
19	<p>4.2-26(204) 表4-2-7(3) 予測の基本的な手法について</p> <p>鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省に</p>	<p>衝突確率の予測においては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課）」を参考にします。</p>

	よる手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。	物課)に記載される手法を含め、最新の知見等を踏まえた複数の予測手法を選定し、予測結果を比較できるようにいたします。
20	4.2-26(204) 表4-2-7(3) 予測の基本的な手法について 衝突だけでなく、風車の建設による生息地破壊及び忌避効果が生み出す生息地放棄が、ガン類やチュウヒの生息に与える影響（例えば、個体数の減少や生存率の低下など）の有無や程度についても、予測を行うこと。	鳥類に関しては、衝突のみならず、生息環境に及ぼす影響についても予測、評価いたします。
21	4.2-26(204) 表4-2-7(3) 予測の基本的な手法について チュウヒは中央水路沿いのヨシ原を中心とした餌場においているため、建設前における餌場としてのヨシ原の価値と、風車の建設による餌場の喪失がチュウヒに及ぼす影響を予測、評価すること。チュウヒにはヨシ原や水田及び水路上空を低空で飛翔しながら獲物を捕食する習性があり、風車に衝突する可能性も非常に高い。 また、大規模なヨシ原の改変はクイナ類や草地性の小鳥類の繁殖にも影響が大きいと考えられる。	チュウヒについては、十分な調査を行った上で、影響を回避、低減するための保全措置の実施を検討し、影響を予測、評価してまいります。 また、ヨシ原に生息するチュウヒ以外の鳥類についても把握に努めるなど、十分な調査を行った上で、事業の実施に伴う影響を予測、評価してまいります。
22	4.2-27(205) 表4.2-8 ラインセンサスについて 鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。もしくは、スポットセンサス法を用いることを検討すること。	鳥類の移動が少ない繁殖期及び越冬期にはラインセンサスを複数回行うことでのより正確な鳥類相の把握に努めます。
23	4.2-27(205) 表4.2-8 空間飛翔調査について 一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。また、空間飛翔調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高度を正確に把握するための、高度が分かるレーザー距離計を用いること。さらに、ビデオカメ	方法書に記載のとおり、空間飛翔調査を実施し、鳥類の空間的な利用状況の把握に努めます。調査時には、レーザー測距儀やビデオの併用を必要に応じ検討し、より正確なデータの取得に努めます。

	ラによる画像撮影やその他の機器を用いるなどして、飛翔の速度や方向、距離や飛翔範囲などについても調べること。	
24	レーダー調査の利用について 鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域及び周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。また、チュウヒやガン類の行動範囲はかなり広いことから、目視のみではなく、できるだけレーダーを用いた調査を実施すること。	昼間の渡り鳥やチュウヒに関しては、調査地定點を広域的に配置することで、飛行経路を網羅できるようにしたいと考えます。 夜間の渡り鳥に関しては、鳴き声などの聴取により把握に努めたいと考えます。
25	本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。	関係機関の審査は公開の下で行われ、またその意見等についても公表されます。
26	環境調査中においても、隨時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。	環境影響評価法に基づき、国、地方公共団体から諮問された有識者からなる審査会等において審査されますことから、他に委員会を設けることはしませんが、より広く情報を得ることを目的とした個別の意見聴取は、引き続き公開を前提として実施してまいります。
27	3.1-37(69) 動物相の概要について 「鳥類については、県内の沿岸部がガンカモ類の主要な渡りルート上に位置しているため、冬季にはオオハクチョウなどのほか、コクガン、ハクガン等の希少種も飛来している。特に八郎潟周辺はガンカモ類が多数飛来し、重要な中継点として知られている。」とされてはいるが、ガン類にとって欠くことの出来ない地域であると言う視点が欠けている。	ご指摘のとおりであり、越冬期及び渡り期に計画している調査において、ガン・カモ・ハクチョウ類の中継地としての利用状況の把握に努めます。

28	<p>3.1-38(70) 動物の重要な種について 天然記念物等であるマガソとヒシクイの種名はあげられているものの、その重要性についての記述はない。また、シジュウカラガン（国内希少野生動植物種、環境省レッドリスト絶滅危惧 IA類）やハクガン（環境省レッドリスト絶滅危惧 IA類）に至つては重要な種のリストから漏れてしまっている（正誤表で修正されているのかもしれないが、確認できなかった）。</p> <p>3.1-41(73) 図 3.1-17 動物の重要な種について 「第2回自然環境保全基礎調査」（環境庁、昭和56年）を元に作成されているが、30年以上前の資料であり現状の評価には不適切である。</p>	準備書において、最新の文献その他の資料を追加し、一覧表を再作成いたします。
29	<p>ガン類への風車列の影響について ガン類は八郎湖でねぐらを取り、早朝にそこから干拓地水田へ向かい、夕方には再びその逆コースで八郎湖へ向かうが、風車列が飛翔コースと直角に配置され、最も衝突の可能性が高い。また、干拓地内部の幹線排水沿いの風車列は、日中の移動の障害となり、航空機等による妨害で驚いて飛び立った場合等に集団で衝突する可能性が高い。</p> <p>特に、回復過程にある希少種のシジュウカラガンやハクガンは同種の群れで行動するため、万一群れの衝突があった場合には、これらの鳥の個体群への影響は更に重大である。</p>	風力発電機の配置については、現地調査及び衝突確率の予測結果を踏まえ、影響を回避・低減するよう検討して参ります。 シジュウカラガンやハクガンの利用状況についても整理し、影響を十分に回避、低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。
30	<p>鳥類への風車列の影響について ガン類は風車自体が大型で、羽の先まで131mあり、基幹送電線の高さをはるかに越える高さのため、回避するためには長い距離と多くのエネルギーを消耗する。また、マガソの飛行ルートにも影響を与える。</p> <p>カモ類には昼間水面で休息し、夜間に陸上で採餌するものがあるので、特に視界不良</p>	ガン類、ハクチョウ類、オジロワシ、オオワシについて回避行動に関する知見を集積し、適切な予測、評価を行うようにいたします。また、越冬期及び渡り期のマガソの行動を現地調査によって把握した上で、衝突の可能性だけでなく、ご指摘のような行動自体への影響についても予測、評価いたします。

	<p>時には衝突事故が多発する可能性がある。ハクチョウ類にもねぐらの水面と採食地の水田を行き来するものがあり、大型で小回りが利かないので、衝突や回避のための消耗が心配される。</p> <p>また、風車と同等の高度を飛ぶことが多いオジロワシは衝突する可能性が高い。</p>	
31	<p>4.2-24(202)~4.2-26(204)</p> <p>調査について</p> <p>ガン類の日周行動が全く把握されないが、ガン類の移動経路を遮る場所には風車を建設しないようにするために、日周行動調査（特に春季）を行う必要がある。</p>	<p>越冬期及び渡り期に計画している調査において、ガン・カモ・ハクチョウ類の中継地としての利用状況の把握に努めます。</p>
32	<p>4.2-24(202)~4.2-26(204)</p> <p>調査について</p> <p>空間飛翔調査を行うときは、記載されている調査方法以外に、ねぐら（主に八郎湖、一部は西部承水路）から出入りする早朝と夕方の時間帯に調査を行う必要がある。</p>	<p>空間飛翔調査は各季節にまんべんなく実施します。一方でガン類やハクチョウ類のねぐらと採餌場間の移動に関しては、越冬期から渡り期にかけて実施する調査を、早朝及び夕方の時間帯に行うことで把握に努めたいと考えます。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・秋田魁新報（朝刊 10 面）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大潟村風力発電所新設事業環境影響評価方法書」を作成し、左記により公聴会及び意見書の提出についてお知らせ致しますので、ご覽頂きますようお願いいたします。

- 一、事業者の名称
サミットエナジー株式会社
代表者の氏名
東京都中央区晴海一丁目八番十一号
二、事務所の所在地
仮称)大潟村風力発電所新設事業
規種類
風力発電設備出力最大十万キロワット
三、対象事業実施区域
秋田県南秋田郡大潟村字中野、
宇西野、字方上
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
八秋田県大潟村、男鹿市、潟上市、
五、公聴会の場所・時間
秋田県庁生活環境部環境管理課、大潟
本村役場環境企画課、若美総合支所、潟上市役所
市役所、飯田川町役場企画政策課、男鹿風力町五丁目
以上については土・日・祝日を除く午前九時から午後五時まで
電子公聴会は次のウェブページにて実施する。
<http://www.summit-energy.co.jp>
六、意見書の提出
平成二十五年三月十九日(金)から
期間
平成二十五年四月三〇日(火)まで
環境影響評価方法書について、環境
の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、
お聴会場所及び説明会場に備え付けて
おります意見書箱にご投函ください
までに左記の問い合わせ先へ郵送く
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
八郎潟町農村環境改善センター(秋田県南秋田
郡八郎潟町字大通八十一番地の一)
八郎潟町公会堂(秋田県潟上市飯田
四月十五日(月)十九時より
男鹿市
四月十七日(水)十九時より
南部コミュニティホール(若美
(秋田県男鹿市松戸渡部三十の十七)
大潟村
四月十八日(木)十九時より
四字中央一の十六
四月十九日(金)十九時より
八、問い合わせ先
サミットエナジー株式会社 風力事業部
〒104-18610 東京都中央区晴海一丁目八番十一号
電話03-(5166)4491

自治体広報誌への掲載

「広報おおがた」4月号掲載



風力発電事業に係わる環境影響評価方法書の縦覧及び説明会のお知らせ(その2)

大潟村字中野、字西野及び字方上において、サミットエナジー株式会社が計画する「(仮称)大潟村風力発電所新設事業」について、今後の環境影響評価を行っていく調査方法を記載した「環境影響評価方法書」の村内における、縦覧及び説明会を次のとおり行われますのでお知らせします。

○環境影響評価方法書縦覧

【縦覧期間】3月29日～4月30日 9:00～17:00
(土日・祝祭日を除く)

【縦覧場所】環境エネルギー室カウンター

【縦覧書類】(仮称) 大潟村風力発電所新設事業環境影響評価方法書

【意見受付期間】5月14日(火) ※消印有効

○村民説明会

【場所】村民センター

【日時】4月19日(金) 19:00～

【意見提出及び問合せ】

サミットエナジー株式会社 浜崎
東京都中央区晴海1-8-11

☎ 03-5166-4492

「広報おが」4月号掲載

●大潟村

南秋田郡大潟村字中野、字西野および字方上において、サミットエナジー株式会社が計画する「(仮称) 大潟村風力発電所新設事業」について、今後の環境影響評価を行っていく調査方法を記載した「環境影響評価方法書」の市内における、縦覧および説明会が次の通り行われますのでお知らせします。

【縦覧書類】(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書

【縦覧場所】男鹿市役所 三階 総務企画課、若美序舎窓口

【縦覧期間】3月29日～4月30日(9時～17時、土日・祝日を除く)

【意見受付期間】5月14日(消印有効)

【説明会】若美南部コミュニティホーム 4月18日(木)19時より

▶意見提出および問い合わせ先

サミットエナジー株式会社 浜崎 ☎03-5166-4492

「広報みたね」4月号掲載

「大湯村風力発電所新設事業」

【縦覧書類】

風力発電事業環境影響評価方法書

【縦覧場所】

三種町役場 1階ロビー

【縦覧期間】

3月29日～4月30日

土日・祝祭日を除く

【意見書受付期間】

3月29日～5月14日

◆意見書提出および問い合わせ先

〒104-0053 東京都中央

区晴海1-8-11

サミットエナジー株式会社

TEL 03-5166-4492

担当：浜崎

秋田県ホームページ掲載内容

○平成 25 年 3 月 29 日（金）より、環境管理課 イベント・お知らせに掲載


総合相談窓口 Foreign language 音声読み上げソフト

検索 サイトマップ

お役立ち情報
分野別を探す
各課別を探す

【(仮称) 大潟村風力発電所新設事業に係る環境影響評価の概要】

【2013年3月29日 登録】

(仮称) 大潟村風力発電所新設事業に係る環境影響評価の概要	
(仮称) 大潟村風力発電所新設事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書が公告されましたので、お知らせします。	
環境影響評価方法書は、以下の表に示す複数場所で検討することができるほか、事業者ウェブサイトにおいても公表されています。	
このページを紹介する	
Twitter Facebook	
事業名	(仮称) 大潟村風力発電所新設事業
事業者	サミットエナジー株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	大潟村字中野、字西野、字方上地
関係地域	大潟村、男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、三種町
事業の規模	100,000kW (2,500kW級風力発電機を40基設置)
公告日	平成25年3月29日
検討期間	平成25年3月29日～4月30日
方 法 書	秋田県庁生活環境部環境管理課、大潟村役場環境エネルギー室、 男鹿市役所本庁舎総務企画課、若葉総合支所、 潟上市役所鶴田川庁舎生活環境課、天王庁舎、昭和庁舎、 八郎潟町役場町長課、五城目町役場住民生活課、 井川町役場町長課、三種町役場企画政策課、 男鹿風力発電事業部(男鹿市弘戸字大槻16)
インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
意見提出期限	平成25年5月14日
意見数	
知事意見	

大潟村ホームページに掲載

○行事予定に掲載

農業と四季折々の自然が豊かな大潟村

大潟村

大潟村について くらしの情報 村からのお知らせ 観光情報

配色の変更 **あ あ あ** 文字サイズ 大 標準 小

[Home > 行事予定](#)

行事予定

村民説明会 その2（風力発電関連）

風力発電事業に係る環境影響評価の説明会
大潟村字中野、字西野及び字方上において、サミットエナジー株式会社が計画する「(仮称)大潟村風力発電所新設事業」環境影響評価説明会を開催します。

会場：村民センター
時間：19:00～

[戻る](#)

村内連絡先 | リンク集 | 著作権・免責事項 | サイトポリシー | 個人情報利用規程

大潟村役場 総務企画課 ☎010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1
Tel:0185-45-2111 Fax:0185-45-2162 E-mail:ogata_mura@ogata.or.jp お問い合わせ
Copyright © 2008 Ogata-Mura Village Office Japan All Rights Reserved.

当社ホームページに掲載したお知らせ

○平成 25 年 3 月 29 日（金）よりお知らせに掲載

平成25年3月29日

(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書の縦覧について

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書」及び「(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書[要約書]」を作成致しましたので、下記の通り縦覧いたします。

◆縦覧について【縦覧期間:2013年3月29日(金)9:00から2013年4月30日(金)17:00まで】
【受付期間:2013年3月29日(金)9:00から2013年5月14日(火)17:00まで】

(仮称)大潟村風力発電所新設事業係わる環境影響評価方法書の縦覧について（縦覧期間は終了致しました。）

(仮称)大潟村風力発電所新設事業係わる環境影響評価方法書[要約書]（縦覧期間は終了致しました。）

(仮称)大潟村風力発電所新設事業係わる環境影響評価方法書[要約書]正誤表（縦覧期間は終了致しました。）

(仮称)大潟村風力発電所新設事業係わる環境影響評価方法書（縦覧期間は終了致しました。）

(仮称)大潟村風力発電所新設事業係わる環境影響評価方法書正誤表（縦覧期間は終了致しました。）

(仮称)大潟村風力発電所新設事業係わる環境影響評価方法書説明会の開催について（縦覧期間は終了致しました。）

*本方法書並びに方法書要約書はファイルサイズが大きいため、表示に時間がかかる場合がございます。

本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、平成25年5月14日(火)まで以下メールアドレスに電子メールにてご提出ください。

●メールアドレス

oogata.assess@summit-energy.co.jp

◆記載事項について

(1)氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地)

(2)意見書の提出の対象である方法書の名称「(仮称)大潟村風力発電所新設事業に係わる環境影響評価方法書」とご記載ください。

(3)方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由も含めてご記載ください。)

◆お問い合わせ先【受付期間:2013年3月29日(金)9:00から2013年5月14日(火)17:00まで】

サミットエナジー株式会社 風力事業部

TEL 03-5166-4492(土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

当社ホームページに掲載した方法書の内容

サミットエナジー株式会社
Summit energy

■ 会社案内 ■ 事業内容 ■ お問い合わせ → サイトマップ

(東日本大震災)
この度の東北地方太平洋沖を震源とする巨大地震とそれに伴う大津波により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げると共に、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

WHAT'S NEW MORE ▶

[2013/04/30] (仮称) 大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書 縦覧期間は終了致しました。

[2013/04/26] 当社のお客様に今夏のにおける節電へのご協力のお願いにつきまして

[2013/04/02] (仮称) 大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書 正誤表を掲載致しました。

[2013/03/29] (仮称) 大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書 縦覧を掲載致しました。

[2012/09/28] 秋田県男鹿市にて大型風力発電所の新設を決定しました。

サミットエナジーの電力自由化への考え方

みどりの電気
グリーン電力証書
The Certifcate of Green Power

» グリーン電力証書とは
グリーン電力証書の発行、通常の電力とセットの供給もご提供いたします。

エネルギーコストを削減したい方
電気代が高くてお困りの方、サミットエナジーにご相談ください。

発電設備の有効活用をお考えの方
発電設備を有効活用しませんか？
余っている電力を購入し、環境の為に有効活用しています。

まよ 矢口 ひづ もと

「(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成25年3月29日（金）から平成25年4月30日（火）まで
(ただし、土・日・祝日を除きます。)

2. 縦覧時間

午前9時～午後5時

3. 意見書の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名を必ずご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先住所までご郵送願います。

5. 意見書の受付期間

平成25年3月29日（金）～平成25年5月14日（火）まで（消印有効）

6. 問い合わせ先

◆サミットエナジー株式会社 風力事業部

電話：03-5166-4492（10:00～17:00）

〒104-8610 東京都中央区晴海1丁目8番11号

以上

「(仮称)大潟村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書」

閱覽用紙

三住町

卷之三

ご意見があれば、下欄にご記入願います。